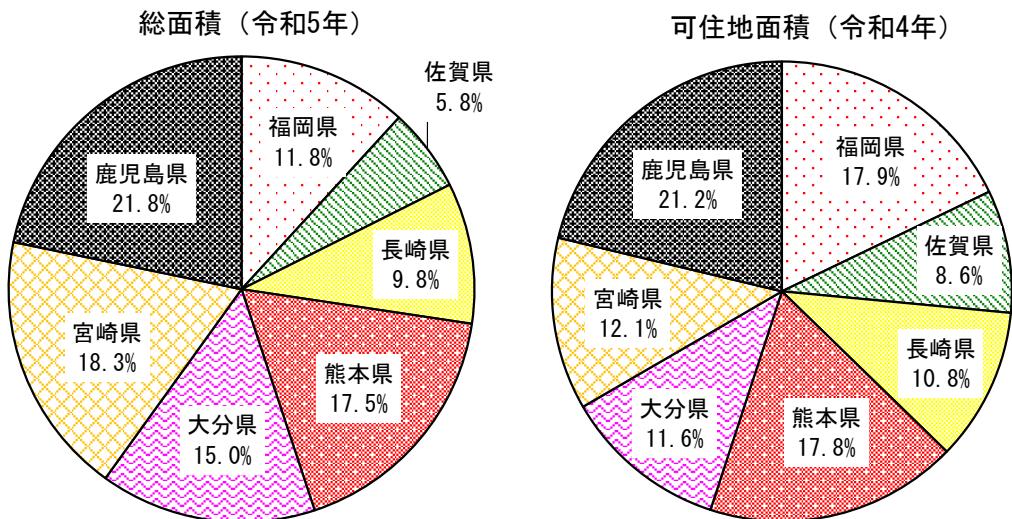


九州に占める総面積、可住地面積の割合



解説

【概要】

九州に占める総面積の割合では鹿児島県、宮崎県に次いで3番目、可住地面積でも鹿児島県、福岡県に次いで3番目である。

人口集中地区は、令和2年時点で、市は上天草市、阿蘇市を除く12市、町は大津町、菊陽町、益城町の3町で計15市町に設定されている。

○総面積

令和5年面積調（10月1日時点）は、基準日時点の電子国土基本図（地図情報）における海岸線と市町村等の境界で囲まれた地域を対象に面積を測定している。

○可住地面積

北方地域及び竹島を除いた総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いたもの。

○宅地面積

固定資産税の課税客体とされた土地の面積の合計のうちの宅地の面積。非課税とされている土地（国・公有地、公用地、公共用地等）の面積は含まれていない。

○人口集中地区（DID : Densely Inhabited District）

国勢調査における基本単位区を基準として、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域。

資料出所	調査期日	調査周期
「全国都道府県市区町村別面積調」 国土地理院	令和5年10月1日	毎年
「社会生活統計指標」 総務省統計局	令和4年10月1日	毎年
「社会生活統計指標」 総務省統計局	令和3年1月1日	毎年
「国勢調査」 総務省統計局	令和2年10月1日	5年